倫理綱領

2025 年 12 月 5 日より適用

【公正と信頼の確保および法令遵守】
第 1 条　会員は、研究・教育、学会運営およびその他の活動にあたって、公正を維持し、社会の信頼を損なわないよう努めなければならない。
２　会員は、職務および公共の利益と関連する法令を継続的に学ぶことに努めるとともに、本会の規則等各種規程を遵守しなければならない。

【研究目的と研究手法の倫理性の確保】
第 2 条　会員は、研究の遂行および研究成果の公表がもたらす社会的影響並びに社会的責任を考慮し、研究目的と研究方法の倫理性を確保するとともに、必要に応じて所属機関または外部の機関における研究倫理審査等を受けなければならない。

【プライバシー・個人情報の保護と人権の尊重】
第 3 条　会員は、調査および実験の実施、これらに関する教育および学会運営にあたって、関係する個人および団体のプライバシーの保護と人権の尊重に努めなければならない。

【差別の禁止】
第 4 条　会員は、個人の人格と尊厳を尊重しなければならず、その思想信条、性別、性的指向・性自認、年齢、出自、国籍、言語、宗教、民族、人種、所属、ポジション、障がい、疾患、経歴、家族状況、ライフスタイルなどによって、個人及び団体に対して差別的な取り扱いをしてはならない。

【ハラスメントの禁止】
第 5 条　会員は、個人の人格と尊厳を尊重しなければならず、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントなど、およそハラスメントにあたるいかなる行為もしてはならない。

【研究資金の適正な使用】
第 6 条　会員は、補助・委託された研究資金を適正に使用しなければならない。

【著作権侵害の禁止】
第 7 条　会員は、研究の遂行および研究成果の公表に際して、研究のオリジナリティを尊重し、他者の著作権、その他の知的財産権を侵害してはならない。

【研究活動の不正の禁止】
第 8 条　会員は、研究成果を剽窃・盗用してはならない。また、研究の過程でデータのねつ造および改ざん、並びにその他の研究活動の不正や、二重投稿、その他の好ましくない研究行為をしてはならない。

【倫理委員会の設置】
第 9 条　日本行政学会は、行政学の研究・教育における倫理的な問題に対処するため、理事会の議を経て、「日本行政学会倫理委員会」を置くことができる。